

大鰐町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

令和5年7月改訂

大鰐町通学路安全対策推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「大鰐町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全対策推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策推進協議会」を設置します。

構 成 員	役 割
【町教育委員会】 ・大鰐町教育委員会学務生涯学習課	・学校指定通学路に関する助言・指導 ・安全教育の推進支援 ・プログラム推進に向けた関係機関への要請・調整
【道路管理者】 ・東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所 ・青森県中南地域県民局地域整備部道路施設課 ・大鰐町建設課	所管する道路についての ・交通安全施設の検討・整備（ハード対策） ・道路管理対策の検討・実施（ソフト対策）
【交通管理者】 ・青森県黒石警察署	通学路についての ・交通規制の検討・実施（ソフト対策） ・交通安全施設の検討・整備（ハード対策） ・交通安全指導（ソフト対策） ・交通取締り（ソフト対策）
【防犯対策関係者】 ・大鰐町住民生活課	通学路についての ・防犯対策の検討・実施（ハード対策・ソフト対策）
【交通安全団体】 ・大鰐町交通安全協会 ・大鰐町交通安全母の会	・交通安全指導（ソフト対策）
【学校管理者】 ・大鰐小学校 ・大鰐中学校	・学校指定通学路に関する周知・指導 ・安全教育の周知・推進 ・プログラム推進に向けた関係機関への要請
【学校 PTA】 ・大鰐小学校 PTA ・大鰐中学校 PTA	・学校指定通学路に関する周知・指導 ・安全教育の周知・推進 ・プログラム推進に向けた関係機関への要請

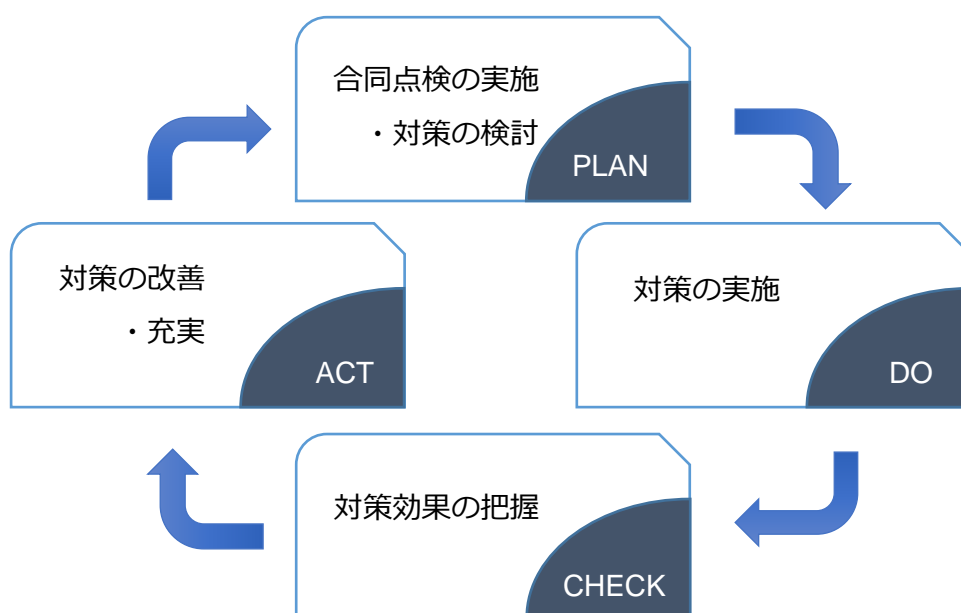
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

「通学路安全確保のためのPDCAサイクル」



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

町内の小・中学校について、およそ4年に1回合同点検を実施します。

また、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策推進協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

小・中学校に、教育委員会、道路管理者、警察、PTA及び地域の実情に応じて住民等が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備、防護柵設置などのハード対策や、スクールゾーン等の交通規制、交通安全協会等による交通安全教育などのソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう通学路安全対策推進協議会において連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がったかどうか、児童生徒等が安全になったと感じているかを確認するため、アンケート実施など、通学路安全対策推進協議会において対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果について把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善、充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校及び中学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、大鰐町ホームページ等で公表します。